

公用自動車賃貸借（リース）契約書（案）

秋田県知事 鈴木 健太（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、公用自動車の賃貸借（リース）に関して、次のとおり
契約を締結する。

（契約の趣旨）

第1条 この契約は、当該契約対象物件を乙が別添仕様書に基づき、甲の使用に供す
ることを目的とする。

（契約対象物件）

第2条 契約対象物件（以下「公用車」という。）は、次のとおりとする。なお、詳
細は仕様書のとおり。

車 種	
型 式	
排気量	
台 数	台

（納入場所）

第3条 公用車の納入場所は、次のとおりとする。
秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁内

（契約期間）

第4条 契約期間は、令和8年8月31日から令和11年8月30日までの36ヶ月
とする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の
歳入歳出予算において、この契約に係る金額について、減額又は削除があった場合
には、この契約を解除することができる。この場合において、乙は解除により生じ
た損害の賠償を請求することができない。

（賃貸借料）

第5条 この契約に係る賃貸借料は、月額 円（うち消費税及び地方消
費税額 円）とする。

（賃貸借料の支払い）

第6条 乙は、毎月の賃貸借料を甲の定める手続きに従って、翌月以降に甲に対し請
求するものとする。

2 甲は、乙から前項による適法な請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に賃貸借料を支払うものとする。

(契約保証金)

第7条 秋田県財務規則の規定による。

(延滞利息)

第8条 甲は、乙が本契約に基づく責務の履行を怠ったときは、第5条に定める金額に12を乗じて得た額に対し、遅延日数につき、年2.5%の割合で計算した額を請求することができる。

2 乙は、甲の責めに帰すべき理由により、第6条第2項に規定する期間内に賃貸借料が支払われないときは、未受領額に対し、遅延日数に応じ、年2.5%の割合で計算した額を遅延利息として請求することができる。

(公用車の引き渡し)

第9条 乙は、第4条に規定する賃貸借開始の日までに、公用車を正常な状態で使用できるよう調整を実施し、甲に引き渡すものとする。

2 甲は、搬入された公用車について直ちに検査を行い、瑕疵のないことを確認のうえ、引き渡しを完了するものとする。

3 公用車の規格、仕様、性能等に不適合、不完全その他瑕疵が認められた場合は、甲は直ちにこれを乙に通知するものとする。なお、甲がこれを実施しなかった場合は、公用車は完全な状態で引き渡されたものとする。

4 乙は、前項の通知を受けたときは、直ちに公用車の補修等を行い、再度甲の確認を受けなければならない

(賃貸借条件等)

第10条 賃貸借料に含まれる費用は、別紙仕様書のとおりとする。

(権利義務等の譲渡の禁止)

第11条 甲は、公用車を第三者に譲渡したり、担保に入れたり、その他乙の所有権を侵害するような行為をしてはならない。

2 乙は、この契約によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡してはならない。

(通知義務)

第12条 甲は、公用車に盗難、滅失及び毀損の事故が生じ、又は発生する恐れがある時は、遅滞なく乙に通知するものとする。

(公用車の滅失及び毀損)

第13条 甲の重大な過失によって、公用車が滅失又は毀損して修理不能となったときは、甲は直ちに書面をもって乙に通知し、残存価格に応じた賠償金を乙に支払うものとする。

(契約解除)

第14条 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項を履行しないとき、又は履行しない恐れがあるときは、文書をもって通知し、本契約を解除することができる。

(公用車の返還)

第15条 第4条第1項及び前条の規定によりこの契約が終了したときは、甲は、公用車を乙に返還するものとする。

(信義、誠実の義務及び協議)

第16条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行するものとし、この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項について疑義が生じた場合は、誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 鈴木 健太

乙